大分市報

毎月1日15日発行
発行所　大分市役所
編集兼発行人　安東玉彦
印刷所　高木印刷KK

おじいさん おばあさん いつまでも お元気で

9月15日から としよりの福祉週間

九月十五日は「としよりの日」です。この日から一週間を「としよりの福祉週間」として、おとしよりをお慰めする行事がいろいろと行なわれます。

大分市でも市と市社会福祉協議会がいつしよになつて、おじいさん、おばあさんご苦労さんと今年七十才以上の高令者約三千五百人に記念品や祝品を贈り、その健康を祝福しました。

また、この日を記念し、市内の会社、商店のご協力によりバス、電車の無賃乗車、無料入浴、理髪の無料サービス、あんま、はり、きゆうの無料サービス、映画の無料観覧、無料健康診断、食堂の二割引奉仕が行なわれ、おとしよりはみんな楽しい一日を送ることができました。

みなさんのお家でも、おじいさん、おばあさんを中心に楽しい一家団らんの日を送つたことと思います。

しかし、こういつたことは、九月十五日のこの日ばかりのことであつては意味がありません。自分を苦労して育ててくれた、お父さん、お母さんにいつまでも感謝する気持を忘れてはなりません。一方、おとしよりの方もいつまでも優しいお父さん、お母さんであり、家中みんなから愛されるおじいさん、おばあさんであつてほしいものです。

ことし、最高年令で「としよりの日」を迎えた方は王子町一丁目の二宮道作さん（96才）最高年令のご夫婦は中島西の木元三木太さん（93才）同ヒナさん（85才）夫婦で、いずれも元気いつぱいで、家中の祝福を受けました。

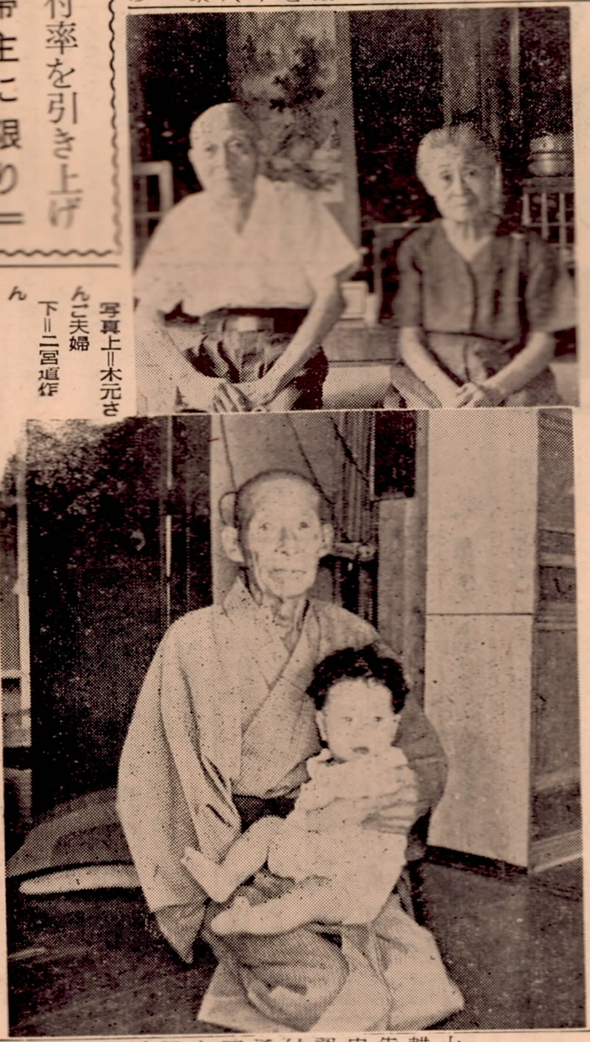
写真上＝木元さんご夫婦　下＝二宮道作　ん

結核 精神 疾患の給付率を引き上げ
＝世帯主に限り十月一日から＝

国民健康保険では十月一日から全国的に世帯主の結核性疾病と精神病について給付率を引き上げ、七割給付とすることになりました。

大分市国民健康保険は、今までは世帯主の方も家族の方も同じく五割給付で、保険者（大分市）が治療費の半額を負担し、残りの半額を被保険者が病院等の窓口で支払つておりましたが、一家の柱となる世帯主の方が肺結核や精神病など長期療養を必要とする病気になつたときは、その家庭にとつて大きな痛手となりますので、少しでも治療費の負担を軽くするため十月一日から世帯主が結核と精神の疾病にかかつた場合に限り治療費のうち七割を大分市で負担し、残りの三割を被保険者が負担することになりました。

十月一日から世帯主の方が結核や精神病で治療を受けるときは、病院などの窓口に被保険者証を提出することはもちろんですが、そのときに世帯主であることをはつきりと窓口に申出るようにして下さい。

なお、世帯主の方は被保険者証の表に記載されている方です。

これからの果樹の手入れ

今年は割合好天気に恵まれ、カキ、ミカン、クリなど果実の収穫まであと一息というところですが、いまが一番大切な時期で、これからの栽培管理いかんが不作、豊作に大きく影響するということを忘れてはなりません。

まず第一にミカンで気をつけねばならぬことは、病害虫の予防と駆除ということです。病気にはカイヨウ病と炭疽病とがありますがこれには五～四式石灰ボルドーまたは水銀ボルドーが効果的です。害虫にはカイガラ虫とダニ類の発生が心配されますが、これはフエンカプトン、ケルセン、アカールの一〇〇〇倍液を散布することによつて駆除できます。

つぎに台風による被害ですが、台風の通つたあとには、特にカイヨウ病が大発生することがあるので、台風通過後ただちに五～四式石灰ボルドーを散布することを忘れないで下さい。

第三は施肥のことですが、高温乾燥下で長い間果実をつけている関係で、樹は非常に衰えていますそこで収穫が終り次第いわゆるお礼肥をして下さい。おこたれば来年の収穫に影響します。

第四は、落葉果樹には特に早期落葉防止ということが大切です。

落葉果樹は一応収穫期に入つていますが、非常に樹が衰弱しており、落葉の恐れがあります。一日でも長く葉を保護して、その葉に十分な仕事をさせるよう肥料を施し、来年の養分を十分に蓄積させるようにして下さい。

第五は深耕埋没用有機物の獲得ということですが、これは有機質の補給と乾燥防止もかねて樹勢回復、樹令の維持等に必要ですから十分に堆肥などの有機物を入れるようにして下さい。

以上のことに気をつけ、来年もまた豊作の秋を迎えるようにいたしましょう。

みんなおこし下さい 乳児のいつせい検診（無料）

市の衛生課では、乳児のいつせい検診を次の要領で行ないます。該当者は、ぜひお受け下さい。

①対象児　昭和三十五年八月一日から三十六年七月三十一日までに生まれた方で、大分市に住んでいる方

②日時と場所

十月二日＝町村会館

桃園、日岡、東大分、津留、滝尾、長浜、金池、中島、住吉の各校区

十月三日＝町村会館

神崎、八幡、春日、荏隈、大道、南大分の各校区

受付時間は両日とも午後一時から三時半まで

母子手帳は必ずご持参下さい。

育児体験記の募集

また、いつせい検診対象者のお母さんから「妊娠より分娩、育児まで」の体験記を募集いたします。応募する方は四百字詰め原稿用紙十枚以内にまとめ、十月二十日まで市の衛生課へお送り下さい。市では、皆さん多数のご応募をお待ちしています。

所有地、耕作地の申告

八月一日現在大分市に居住し、十アール（一反歩）以上の農地を耕作している方は、その状況を申告することになつていますので、申告書二通（一通は農地委員会が認印して、各農協を通じ本人に交付します）を地元農事実行班長を通じ、市の農業委員会へ提出して下さい。

まだ申告書を提出していない方は用紙を農業委員会事務局に準備してありますので至急申告して下さい。

この申告は農地の売買や転用する上に重要なものでありますから洩れなく申告するようにお願いします。

寄付のお礼

このたび市社会福祉協議会では次の方々から香典返しにかえて、金一封のご寄付をいただきました紙上をかりてご芳志のほど厚くお礼申上げます。

永興二組（多額）	工藤　真一	殿
稲荷町三組	寺田　武夫	殿
東八幡八組	吉田　文人	殿
新貝六組	牧　正六	殿
東春日町十一組	下田　勝美	殿
牧一組	佐藤　近平	殿
東新町南	三浦　仁士	殿

なお大分駅乗客係より匿名でご寄付をいただき、又別府荘安藤賢様より「ゆかた」多数をいただきましたので清心園をはじめ、それぞれの箇所へ配分いたしました。次に元町安東ヨシヱ様より清心園にローソク、線香を多数ご寄付いただきましたので、これ等の方々へ厚くお礼申上げます。

農地部会（農業委員会）の開催期日を変更

[illegible]

願います。

お知らせ

ゴミの収集とし尿汲み取り（新規申込み以外）のご用件は電話②－五六八四番、じんかい衛生課へ直接ご連絡下さい。

固定資産税 第3期
納期限は9月30日

早目に納税準備をお願いします

通信教育生の募集

大分県立上野丘高等学校では、第二期の通信教育生を次により募集しています。

①入学資格　中学卒業者またはこれと同等以上の学力ありと認められるもの
②募集人員　二〇〇名
③出願期間　九月二十五日まで
④提出書類　入学願書、卒業学校長の成績証明書、定時制在学中のものはこの他併修許可証
⑤願書提出先　大分県立上野丘高等学校通信教育部
⑥その他　出願用紙、通信教育案内のほしい方は前記へ十円切手三枚同封して申し込めばよい

観光映画と民踊の夕べ

とき　九月二十六日午後六時から九時まで
ところ　トキハ文化ホール
○映画　南近畿、山陰地方、京都、奈良の天然色映画
○民踊　山陰地方（未定）　南近畿地方（串本節）
○観光ガイドによる山陰、南近畿地方の説明
入場料　無料

主催　国鉄、交通公社

一陸一海一空一 自衛官採用

受付　三六、九、一～一〇、三一
資格　一八才以上二五才未満
入隊　三六、一〇月下旬から

詳しいことは大分市総務課へお問い合せ下さい。

部落公民館めぐり
―机帳原公民館―
No. 12

前号で紹介した金谷迫公民館から更に千四、五百メートルも行くと作原道路と賀来に通じる石城川道路とが十字路となつています。机帳原行きのバスもここが終点です。バスをおりて徒歩で二、三分広々とひらけた机帳原高地に立てば、初秋の日を浴びて高崎山が指呼の間に望めます。

右手の谷間には放生池が黒々と横たわり、そこから吹きつける涼風が汗ばんだハダにひんやりと冷たく感じられます。

下界を見下すここ机帳原はさすがに秋の訪れも早く、周囲の風景もすつかり秋めいています。

机帳原公民館は、こういつたふん囲気のなかにひつそりと建つています。

公民館は、いまは部落のほぼ中央の高台に建てられていますが開設以前は共同意識にもえる八幡地区十三戸と昔の石城川村の六十戸が合同してつくつた集会所でしたが、現在ではその六十戸も大分市へ編入され、新しい村づくりに人々の意欲はもえています。

（活動状況）

最近この一帯はミカンの適地として注目され、ことしの春には、八ヘクタールを開墾して「ミカン園」にするなど部落はかんきつ熱にわきたつています。

公民館活動も、こういつた波にのつて生産面の学習が多く、果樹講習会、そ菜講習会をはじめ、果樹新植用地、共同開墾地の土じよう検査などがしばしば公民館で開かれています。

このほか、親子集会、敬老会、先進地視察、新生活運動を行なうなど公民館を楽しいつどいの場所として利用する活動が進められ、公民館は部落の文化センターとして人々のあたたかい心の灯となつています。

館長　佐藤金作氏
所在地　机帳原新村
世帯数　七〇戸
人口　三五〇人
開設　昭和二十七年八月
規模　坪数二八坪
年間予算三六、〇六〇円

写真＝机帳原公民館

加算恩給請求書の受付け近く開始

先日該当者のみなさんからご提出願つた加算恩給履歴申告書は、現在厚生省と県が証拠書類と照合し資格の有無を判定しており、十月一日以降順次市に返送してくることになつています。

市では、返送のあり次第申告者にその結果をお知らせすることにしていますが、その時請求書提出の日時についてもお知らせする予定です。

提出する請求書に添付する書類は次の通りです。

なお、請求書の提出については一時に多数の書類を受けつけることが困難ですから、加算恩給履歴申告書の受付け順に市から各人あてにご通知しますので、その指定期日におこし下さい。

1、資格決定は、海軍においては厚生省引揚援護局、陸軍においては除隊及び復員時の本籍地の県で決定されます。

2、決定の順序は(1)五十五才以上の方と遺族(2)五十才以上の方(3)四十五才及び四十五才以下の方の順になります。

3、生存者の提出書類
①普通恩給請求書一通
②履歴書　二通
③普通恩給失権事由非該当申立書一通
④再就職に関する申立書一通
⑤恩給法以外の法令による普通恩給失権事由非該当申立書一通
⑥一時恩給についての申立書（一時恩給受給者のみ）一通
⑦請求者の戸籍抄本一通（昭和三十六年十月一日以降日付のもの

4、遺族提出書類
①扶助料請求書一通
②履歴書二通
③扶助料失権事由非該当申立書一通
④恩給法以外の法令による普通恩給失権事由非該当申立書一通
⑤戸籍謄本一通（昭和三十六年十月一日以降の日付のあるもの）

5、請求用紙は市社会課に準備してありますので、加算恩給履歴申告書返送後戸籍書類、印鑑ご持参の上定められた日時においで下さい。

百日せき ジフテリアの予防接種

9月26日から実施

百日せき、ジフテリアは幼児に多く、咽頭、鼻腔をおかし呼吸困難を伴なう恐しい伝染病ですが、完全に予防するには、予防接種が最も効果的です。市では次の日程で予防接種を行ないますので、該当者は近くの場所でお受け下さい。

一、該当者
1、生後三ケ月から六ケ月に至るもの（初回免疫）
2、初回免疫終了後十二ケ月から十八ケ月に至るもの（追加免疫）
3、来年小学校に入学するもの（追加免疫）
4、来年小学校を卒業するもの（追加免疫）

二、次に掲げる疾病のある方は接種出来ません
1、有熱患者、心臓血管系、腎臓又は肝臓に疾患のある者
糖尿病、脚気患者、その他医師が予防接種を行なうことが不適当と認める疾病にかかつている者
2、病後衰弱者又は著しい栄養障害者
3、アレルギー体質の者又はけいれん性体質者

三、料金
1、百日せき、ジフテリア混合接種（初回免疫）一二〇円
2、百日せき、ジフテリア混合接種（追加免疫）五〇円
3、ジフテリア接種（追加免疫）一〇円
但し、生活保護家庭の方は保護費受領票を持参すれば無料です

予防接種日程

第一回 接種月日	第二回 接種月日	第三回 接種月日	実施場所
九月二十六日	十月十七日	十一月七日	桃園、日岡、東大分、津留各小学校
〃二十七日	〃十八日	〃八日	住吉、長浜、金池、滝尾各小学校
〃二十八日	〃十九日	〃九日	春日、八幡、神崎各小学校
〃二十九日	〃二十日	〃十日	中島、大道、南大分、荷揚各小学校

接種時間　毎日午後二時から四時まで

農耕作業用軽自動車の届出

無届では罰せられます

農村の機械化に伴ない最近農耕作業用軽自動車が急増していますが、この農耕作業用軽自動車は道路運送車両法により陸運事務所に届出て車両番号の指定を受けなければ運行できないことになつています。

ところが現在農家で使用されているこの種車両は、殆んどが無届のままとなつています。無届で道路を運行すれば車両法違反で罰せられます。

そこで、無届で使用している方は至急大分県陸運事務所（今津留）まで届出て下さい。届出に必要な書類は　①軽自動車届出書　②農機具販売店からの販売証明書　③自動車損害賠償責任保険証明書　④納税申告書となつています。

なお、農耕作業用軽自動車は、農耕作業を目的として製作されたものですから、運転者（軽自動車運転免許証所持者）以外に人を乗せて運行することはできないことになつているのでご注意下さい。

届出について分らないことがあれば大分県陸運事務所（電②一二六三五、②一五〇〇九）へお問い合せ下さい。

農耕作業用軽自動車とは、農耕作業に使用するもの及び陸運局長の指定する特殊作業用自動車で大きさが次に該当するもので、最高速度十五キロ毎時以下のものとなつています。

①長さ四、七メートル、巾一、七メートル、高さ二メートル、耕うん機とリヤカーが一体となつているものについては、リヤカーと連結した状態で測定した寸法

②届出については、自家用自動車組合で届出書の記入要領など指導します。

③耕うん機のみ運行する場合は届出の必要はありません。

十月社会教育映画試写会

とき　九月二十九日午後一時
ところ　中央公民館（金池町）
画題　①お父さん　②母と子と先生と

朝顔大会 押花大会 入賞者を表彰

大分市花き同好会主催で行なわれた朝顔大会と押花大会の入賞者の表彰式が、このほど市営青果市場の会議室で行なわれ、次の方々がそれぞれ表彰されました。

今年の大会には、市内の花き同好者植木茂氏外十二名の方々が百三十五点を出品し、なかなかの盛会でした。

審査にあたつた関係者は「朝顔大会も今年で十一回目を迎えるわけだが、今年は栽培技術にも新しい研究のあとがみられ、感覚的な作品が多かつた。また、新品種の出品も見受けられるなど意欲的なものがかなりあつた。来年の研究成果が楽しみだ」と語つていました。

入賞者氏名（敬称略）

大輪の部
天賞　山上ミチ子（西新町）
地賞　陶山　嘉六（舞鶴町）
　　　高橋　春人（金池南）
人賞　久田　益三（上野北）
　　　友成大之丸（中島）
　　　是永　満（城崎）

調和美の部
天賞　高橋　春人（金池南）
地賞　植木　茂（生石町）
　　　陶山　嘉六（舞鶴町）
人賞　友成大之丸（中島）
　　　久田　益三（上野北）
　　　波多野辰雄（大道）

押花の部
天賞　高橋　春人（金池南）
地賞　山上ミチ子（西新町）
　　　是永　満（城崎）
人賞　安本　恂（船頭町）
　　　平山　ハナ（城崎）
　　　久田　益三（上野北）

（写真・横断歩道[illegible]）

みんなで守ろう交通法規

一般歩行者への注意 No. 1

新しい道路交通法が実施されるようになつてから十カ月近くなりますが、一般の方のこの法律に対する知識は、まだまだ低いようです。

この法律は「道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図ることを目的」として、つくられたものです。

そこで、この法律をみんなが正しく守つていけば、悲惨な交通事故もある程度防げるわけです。

自動車などの運転手さんは、運転手になるまで、この法律をよく勉強して理解していますが、一般の方（歩行者や自転車のり）は、この法律に対する知識は、全々といつてよいほど乏しいようです。

たとえ、この法律が、歩行者優先を第一にとりあげているからといつても、歩行者のみなさんが、この法律をよく守らなければ、なにもなりません。

そこで、歩行者や自転車のりの不注意によつておこる交通事故を少しでも防止していただく意味でみなさんが、道路を通行する場合にぜひ知つておかなければならないことを、またぜひ守つてもらわなければならないことを道路交通法のなかからひろつてみましたので次にかかげてみましょう。

通行区分

①歩行者は、歩道と車道の区別のない道路では、道路の右側端に寄つて通行しなければなりません。いわゆる右側通行がこれです。狭い道路にもかかわらず、友人同志が二、三人ずつ横に並んで歩き、狭い道路をさらに狭くしている光景をよくみかけますが、こんなことのないよう、できるだけ、道路の右端に寄つて一列で歩くようにしましょう。

②歩道と車道の区別のある道路では、必ず歩道を通行しなければなりません。しかし、道路工事などやむを得ない場合には、車道を通つてもよいことになつています。

横断歩道と横断の方法

①公安委員会は、歩行者が道路を横断する場合、その安全を図るため、横断歩道を設けることができます。

歩行者は、この横断歩道がある場所の付近で道路を横断する場合は、この横断歩道によつて、道路を横断しなければなりません。

横断歩道を設けてある場合にはその近くに横断歩道の指示標識がしてあり、路面には、道路びょうやペイントで線がえがかれています。

②横断歩道のないところで、道路を横断する場合には、右左の安全を確かめ、道路をまつすぐ横断し、斜めに道路を横断するようなことをしてはなりません。また、自動車など車両の直前、直後を横断してはなりません。ただし、横断歩道によつて道路を横断するときまたは信号機や交通整理をしている警察官の手信号に従つて道路を横断する場合には、たとえ車両等の直前直後であつても道路を横断してもよいことになつています。

このほか、歩行者は公安委員会が横断してはならないと指定した区間の道路を横断してはならないことはいうまでもありません。

目が見えない者や幼児等の保護

①目が見えない者が道路を通行するときは、白色に塗つたツエを携えていなければなりません。このツエは目が見えない者以外（耳がきこえない者を除く）の者は使用できません。

②六才以上十三才未満の児童もしくは六才未満の幼児を保護する責任のある方は、交通のひんぱんな道路やふみきりもしくはその付近でこれらのこどもを遊ばせたり、つきそい人なしで幼児を歩行させたりしてはいけません。こどもはなるべく公園や広場で遊ぶよう指導いたしましょう。

③またこれらの児童や幼児が小学校や幼稚園に通うため、道路を通行している場合において、誘導、合図その他適当な措置をとることが必要と認められる場合については、警察官はもちろんその場所に居合わせた者は誰でも、これらの措置をとることにより、児童または幼児が安全に道路を通行することができるようにつとめなければなりません。

（つづく）

大分洋裁授産所

（中島三条三丁目）

十月七日入所の願書ただいま受付中

第9回 航空日記念行事

とき　九月十七日午前十時から（雨天の場合は二十四日に延期）
ところ　大分空港
行事種目
①航空ペエージエント
②各種航空機展示
③ヘリコプター特殊飛行
④軽飛行機特殊飛行
⑤機内見学
⑥写真コンテスト

国民年金保険料は毎月納めるように

国民年金保険料の七、八、九月分の納期限は十月末日となつていますが、三カ月分を一度に納めようとすれば月百円、百五十円の保険料も金額が嵩み、つい納めにくくなります。そこでごめんどうでも保険料は毎月納めるようにした方が納めやすいわけです。

納付の方法は、皆さん方にお届けしてあります国民年金手帳の所定欄に国の発行する国民年金印紙をはりつけて市の検認を受ければ納付したことになります。

なお、国民年金印紙は市社会課または市内の切手類を売つている店でお買い求め下さい。また市の検認もその店でやつてくれますのでご利用下さい。

年金受給者は早くも十名 滞納しないように

大分市でも四月一日この制度が発足してからすでに十名近い方が新しい制度の年金を受けておりますが、このように年金を受け得る事態が起きても、保険料を滞納していますと折角の年金が貰えない結果になります。

年金は遠い将来のことのように考えがちですが、ご主人が死亡するとか、あるいは思わぬ事故で身体障害者になるというような事故はいつ起るか予測出来ません。その時になつて滞納があるため受給出来ないようでは困まりますから滞納は絶体にしないようにしましよう。

なお、生活が苦しいため保険料を納めることが出来ない方は、市社会課に申し出て保険料免除の手続きをして下さい。

第2回

工業経営講座開講

中央公民館と大分大学経済学部主催で第二回の工業経営講座を次により開講しますので、希望者はお申し込み下さい。

趣旨　大分鶴崎臨工地帯建設計画の具体化に即応した工業経営について研修する
人員　各学科毎に八〇名
場所　大分市中央公民館
期間　十月三日から十一月七日まで（日曜、祝日は除く）
受講料無料　但し諸雑費として一科目百円、二科目以上百五十円負担のこと
申込み　九月三十日まで経済学部教務係又は中央公民館に申込み受講券の交付を受けること
修了証書　修了者に交付する
学科目講師及び日程
・中小工業経営論（10月3日～10月13日）　大分大学教授　中川秋穂
・経営における統計学上の諸問題（10月14日～10月25日）　大分大学助教授　釘宮保雄
・計画会計　10月26日～11月7日　大分大学教授　白木原孝臣
毎日午後7時から9時まで

納税だより

一、市税の納付について

市県民税第二期分、国民健康保険税第三期分の納期限は、八月三十一日まででしたが、納税はおすみになりましたでしょうか。何かのご都合でまだ納めてない方は、今すぐお納め下さい。滞納になると今月二十一日付で督促状が[illegible]督促手数料（一件当り二十円）や延滞金（日歩三銭）がつき大変損をされることになります。

二、納税のご準備を

固定資産税第二期分の納期限は九月三十日までです。今年は今月二十日頃までには、お手許に届くことになります。[illegible]納税のご準備を願います。